

Polizeipräsidium Berlin. Politische
Angelegenheiten 1809–1945. Sachthematisches
Inventar. Bearbeitet von Rudolf Knaack und Rita
Stumper, Landesarchiv Berlin, Berlin 2007, LII,
1083 S.

熊野, 直樹
九州大学大学院法学研究院 : 教授 : 政治史

<https://doi.org/10.15017/15605>

出版情報 : 法政研究. 76 (1/2), pp.125–135, 2009–10–01. Hosei Gakkai (Institute for Law and
Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

Polizeipräsidium Berlin. Politische Angelegenheiten 1809-1945. Sachthematisches Inventar. Bearbeitet von Rudolf Knack und Rita Stumper, Landesarchiv Berlin, Berlin 2007, LII, 1083 S.

熊野直樹

はつめだ

本書 *Polizeipräsidium Berlin. Politische Angelegenheiten 1809-1945. Sachthematisches Inventar*. Bearbeitet von Rudolf Knack und Rita Stumper, Landesarchiv Berlin, Berlin 2007 (ルードルフ・クナック/リタ・シュトゥムパー編纂『ベルリン警視庁—政治的事件一八〇九—一九四五年へ事項テーマ別目録—』ベルリン州立文書館、ベルリン、二〇〇七年) は、ベルリン州立文書館に所

蔵されているベルリン警視庁文書 (Bestand A Pr-Br-Rep. 030 *Polizeipräsidium Berlin*) の事項テーマ別の史料目録である。¹⁾

ベルリン警視庁文書は、政治史、特にドイツ労働運動史並びに国際労働運動史研究において、とりわけ高い史料的价值を有している。²⁾ そもそもベルリン警視庁は、プロイセンの国家機関として政治的権力を具現化しており、民主主義的諸潮流や労働運動との闘争において積極的に国家に貢献するとともに、ヴァイマル共和国においては、共産主義や急進右翼との闘争において共和国に大いに貢献した。しかも、ベルリン警視庁の活動範囲は、プロイセンがドイツにおける主要なアクターとして、さらにはドイツ帝国の成立に際して指導的な役割を果たすことによって大幅に拡大し、ベルリン警視庁は、ドイツの他のラントにおける諸事件にも目を向けることになる。また、ベルリン警視庁は、ドイツ国内における社会主義や社会民主主義者の動向だけでなく、ヨーロッパ諸国³⁾ さらにはヨーロッパ以外のこれらの動向にも着目し、それらについての膨大な文書を残している。

このようにベルリン警視庁文書は、一九世紀や二〇世紀初頭におけるプロイセンやドイツ、さらにはヨーロッパに

おける政治運動の歴史の研究にとって、きわめて重要な史料を有している。しかも、本文書は、戦災によって消失した政党や政党指導者に関する史料も豊富に含んでおり、その意味でもとても貴重である。本稿において、本書を取り上げる所以の一つである。

ベルリン警視庁文書は、時期的には一八〇九年から一九四五年までの史料を含んでいるが、とりわけ一八七一年から一九一八年までのドイツ帝国期に重点が置かれている。内容的には、労働運動や社会民主主義者に重点が置かれている。また、ベルリン警視庁文書に所蔵されている史料は、地域的意義だけでなく、国家的な、それどころか国際的な意義をも有している。この文書における政治的事件に関する記録史料は、とりわけドイツ労働運動史研究にとってきわめて高い価値を有するが、それは、プロイセンを始め、ドイツの各ラントの中央機関の記録史料に匹敵するほどの史料の価値を有するものである。³⁾

さらにベルリン警視庁文書の特徴として指摘できるのは、その無政府主義関係の史料の豊富さである。無政府主義の歴史はここ数十年歴史研究においては、さほど重点は置かれてこなかった。しかし近年、テロリズムに対する関心が強まるなかで、無政府主義者によるテロもまた再検討する

必要がある。ベルリン警視庁文書はこのテーマに関しては、きわめて有意義な史料を含んでいる。それらの有効活用が望まれるところである。

こうした歴史研究、とりわけ政治史研究において重要な史料を含むベルリン警視庁文書の史料目録である本書について、以下では、ベルリン警視庁文書の来歴を紹介したうえで、本書の内容や構成を紹介し、最後に本書の特徴について述べることにしたい。それによって、ベルリン警視庁文書の概観とともに本史料目録の特徴を紹介することが、本稿の目的である。

一 ベルリン警視庁文書の来歴

ベルリン警視庁の歴史的起源は、一八〇九年にまでさかのぼる。一八〇九年三月二五日の内閣令に基づいて、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世 (Friedrich Wilhelm III.) がユストゥス・グルーナー (Justus Gruner) をベルリン警視総監に任命した。この内閣令こそがベルリン警視庁の「出生証明書」とされる (Polizeipräsidium Berlin, S. XXII)。それ以降、ベルリン警視庁は、その時々の政治的状況に応じて幾度も改組改編を経ることになる。それら

はベルリン警視庁文書にも反映されており、そこには一八〇九年から一九四五年までの史料が所蔵されている。

ベルリン警視庁文書は、そもそもベルリン・ダーレムの秘密国家文書館 (Geheimes Staatsarchiv in Berlin-Dahlem) に所蔵されていた。第二次世界大戦中、戦災を逃れるために、その大部分がシェーネベック地方の岩塩鉱山に一時的に保管された。戦後、そこからメルゼブルクのドイツ中央文書館 (Deutsches Zentralarchiv in Merseburg) に一時保管され、一九五〇年にブランデンブルク州立中央文書館 (Brandenburgisches Landeshauptarchiv) に移管された。その結果、ベルリン警視庁文書の一部は、ベルリン・ダーレムの秘密国家文書館に、そしてその大部分はブランデンブルク州立中央文書館に所蔵されることになったのである。こうしてベルリン警視庁文書は、ドイツ民主共和国 (東ドイツ) とドイツ連邦共和国 (西ドイツ) にそれぞれ分割して所蔵されることになったのであった。その後、ベルリン・ダーレムの秘密国家文書館に所蔵されていたベルリン警視庁文書は、ベルリン州立文書館に移管されることになった (Ebenda, S. XXXIII.)。

書 評
しかし、一九九〇年に東西ドイツが統一されると、それまで東西に分割して所蔵されていたベルリン警視庁文書の

統合が問題となった。そうして二〇〇一年に、ブランデンブルク州立中央文書館とベルリン州立文書館との間で、ベルリン警視庁文書はベルリン州立文書館で一つに統合されることで合意がなされたのであった。その結果メートル換算で七〇〇メートルに及ぶ約七六〇〇〇点もの史料からなるベルリン警視庁文書が、ベルリン州立文書館に所蔵されることになった。因みに、ベルリン警視庁文書の一部は、いまだにモスクワの文書館に所蔵されたままである (Ebenda, S. XXXIII.)。

こうしてドイツにおいて分割して所蔵されていたベルリン警視庁文書は、一つに統合されることになったのであるが、その際、直ちに問題となったのは、新たな史料目録の編纂である。それまで二つの文書館で別々に所蔵されていたため、史料の分類整理の方法もまた別々であり、それぞれの文書館の方針に従って史料が分類整理されていた。統合するにあたって、膨大な量に及ぶベルリン警視庁文書を、いかなる方針のもと分類整理し直すかが焦眉の急とされたのである。こうした状況のなかで生まれたのが、本書である。

戦後、ベルリン警視庁文書の大部分はブランデンブルク州立中央文書館に所蔵されていたが、当時の東ドイツにお

いては、可及的速やかな本文書の利用が求められた。その結果、史料の分類整理が不十分で、利用者にとつてはかなり不便であったという。史料の分類整理が不十分であった理由としては、短期間に分類整理したという時間的な理由のほかに、ベルリン警視庁文書の史料の性格がある。というのは、本文書は、一八〇九年から一九四五年までの一三六年間もの史料が含まれているために、ベルリン警視庁がその時代によって収集した史料の内容が異なり、さらには内部の部局や組織が再編成されるたびに、史料の分類そのものが大幅に変わっていたからである (Vgl. ebenda, S. XXXIV)。

そもそもベルリン警視庁では、組織ごとにそれぞれ記録保管庫が置かれていた。しかし、組織改編がなされるたびに、それに応じて記録保管庫やそこで保管される記録の内容も変わり、きわめて不統一な分類がなされてきた。記録保管庫内における整理方法もまた、時代によって変遷し、さらなる記録史料の不統一をもたらしただのであった。しかも分類のための事項や概念もまたその時代ごとに変わっており、これらの混沌とした記録史料を統一的に整理することとはきわめて困難な課題であった (Ebenda, S. XXXIV)。

そのため従来、本文書の利用者は、史料目録のタイトル

を見ても、そこにいかなる内容の史料が含まれているかわからないこともあった。また、従来の分類方法は、必ずしもこれまでの文書館学の原則に対応していないケースも見られた (Ebenda, S. XXXVf.)。

こうしたベルリン警視庁文書の複雑な分類状況において、編纂者の一人であるクナーク氏が中心となって或る一つの観点から一元的に分類整理し直したのが、本史料目録なのである。ここでは、徹頭徹尾、利用者の観点からベルリン警視庁文書が分類整理されている。そもそもアーキヴィストの最も重要な課題とは、引き継いだ文書を、一般的には多種多様な目的や知的関心のために、個別的には歴史研究のために、最も有利な条件のもとで、調査し、利用できるように、文書が生じた状況に基づいて、そしてその内容の独自性に応じて開拓することである、とされる (Ebenda, S. XV)。このような課題のもと、クナーク氏はベルリン警視庁文書の持つ政治的性格に着目し、「政治的事件」という観点から、事項テーマ別に文書を分類整理したのが、本史料目録である。そこで以下では、本史料目録の内容と構成について紹介していこう。

二 本書の内容と構成

ベルリン警視庁文書の史料目録である本書の主な内容と構成は以下の通りである。

- | | | |
|---|----|---|
| 目次 (S.V-XII) | 10 | 初期労働者団体と手工業者団体 (S.101-108) |
| まえがき (S.XIII-XIX) | 11 | 国際労働運動と会議 (S.109-132) |
| 序 (S.XXXI-XLIX) | 12 | 社会民主主義運動と無政府運動 (S.133-587) |
| 略号 (S.LI-LII) | 13 | 共産主義運動 (S.589-625) |
| 文書 | 14 | ストライキ、デモ (S.627-633) |
| 政治的事件 (S.I-914) | 15 | 社会政策、労働者の状況 (S.635-641) |
| 1 一般的政治状況 (S.3-11) | 16 | 種々の労働者団体 (S.643-646) |
| 2 反対派の動向。一般、誹謗文書、脅迫 (S.I3-17) | 17 | 労働組合運動、支援団体 (S.647-666) |
| 3 ブルシェンシヤフト、学生運動 (S.I9-23) | 18 | 同業組合、手工業組合 (S.667-675) |
| 4 一八四八／四九年革命前、革命中、革命後の民衆の
鬱悶気 (S.25) | 19 | 宗教団体、自由思想家運動 (S.677-707) |
| 5 一八四八／四九年革命 (S.27f.) | 20 | フリーメイソン、フリーメイソン団支部 (Logen)
(S.709-711) |
| 6 警察会議と週報告 (S.29-42) | 21 | 民族運動 (S.713-737) |
| 7 民主運動 (S.43-94) | 22 | 自由主義運動 (S.739-760) |
| 8 一八四八年後のユーロパ的社会主义 (S.95) | 23 | 中央党 (S.761-763) |
| 9 共産主義者同盟 (S.97-100) | 24 | キリスト教—社会運動 (Christlich—soziale
Bewegung) (S.765-767) |
| | 25 | 民族社会運動 (S.769f.) |
| | 26 | 雇用者団体 (S.771-773) |
| | 27 | 保守的運動 (S.775-786) |
| | 28 | ユダヤ的事項、反ユダヤ主義的運動 (S.787-803) |

- 29 平和主義 (S.805f.)
 - 30 スパイ、叛逆、分離主義的運動 (S.807-810)
 - 31 極右運動、NSDAP (S.811-813)
 - 32 選挙、人民投票 (S.815-821)
 - 33 立法、プロイセン両議院と帝国議会 (S.823f.)
 - 34 検閲事項と出版事項 (S.825-892)
 - 35 暗殺と暗殺計画、武器と爆破物の不法使用 (S.893-903)
 - 36 外務と植民地問題 (S.905-912)
 - 37 第一次世界大戦 (S.913f.)
- 職務事項、組織事項と個人事項 (S.915-921)
- 1 制度と組織 (S.917)
 - 4 官房事項、記録保管庫事項と事務所事項 (S.917)
 - 12 内外における警察 (S.917)
 - 13 個人事項 (S.917-921)
- 国籍所有者に関する事項と身分関係、位階事項 (S.923-927)
- 1 国籍所有者に関する事項 (S.925)
 - 2 身分関係 (S.926)
- 3 位階事項と貴族事項、称号と勲位 (S.926f.)
- 劇場 (S.929-940)
- II 検閲、営業並びに建築監督局による公演と公的行事の監視 (S.931-939)
 - III 営業監督局による俳優と劇場経営者の監視 (S.940)
- 団体 (S.941-955)
- 1 一般 (S.943)
 - 2 種々の世界観団体とプロパガンダ団体 (S.943f.)
 - 3 経済団体と社会政策団体 (S.945)
 - 4 反ロミンテルン団体 (S.946)
 - 5 国防団体 (S.946)
 - 6 植民地団体 (S.946f.)
 - 7 東部団体、郷土同盟と移住者団体 (S.947-949)
 - 8 西部団体 (S.949)
 - 9 国外団体 (S.949-952)
 - 10 合唱団体 (S.953)
 - 11 フリーメーソンン团支部 (S.953)
 - 12 ヌダヤ団体 (S.953-955)

13 人権のためのドイツ連合 (S.955)

刑事事項と司法事項 (S.957-969)

1 刑事警察本部 (S.959-961)

2 殺人捜査班 (S.961-966)

3 風紀警察 (S.966f.)

4 警視副總監ヘルンホルト・ヴァイス (Bernhard Weib) の手稿文書 (S.967-969)

保安警察 (S.971-996)

1 一九一九年までの保安警察隊 (S.973-981)

2 一九二〇年以降の保安警察 (S.981-996)

A Pr.Br.Rep.029 Regierung Berlin (S.997-999)

1 民衆の雰囲気 (S.999)

2 検閲規則 (S.999)

付録 (S.1001-1007)

Rep.2A Regierung Potsdam/I Pol Nr. (S.1003-1007)

評書

史料と文献 (S.1009-1018)

索引 (S.1019-1083)

以上が、本書の内容と構成の概要である。それでは、以下では本書の特徴について述べていくことにしよう。

三 本書の特徴

本書の特徴は、従来ベルリン州立文書館とブランデンブルク州立中央文書館において別々に所蔵され、それぞれの方法によって分類整理されていたベルリン警視庁文書を一つの観点から一元的に分類整理し直した点である。その際、導入された観点が「政治的事件」というものであり、これもまた史料目録としての本書の特徴である。この場合、「政治」という概念自体がとりわけ問題となるが、編纂者の一人であるクナーク氏は、この概念をドイツの代表的な事典である『ブロックハウス (Brockhaus)』における「政治」の項から援用し、そこでの定義に基づいて「政治的事件」という観点から、史料目録を政治的潮流ごとに分類整理している。本書で援用されている『ブロックハウス』での「政治」の概念は、具体的には、「政治」とは「特に国家の領域において特定の目標の実現を目指し、公

的生活の形成を志向した、諸個人、諸集団、諸組織、諸政党、諸階級、諸議會並びに諸政府の行動」である、と定義されている (Polizeipräsidentium Berlin, S.XXXIX)。

しかも従来、主としてベルリン警視庁内の部門や組織に沿って分類されていた本文書を、政治的潮流ごとに分類整理し直した点もまた、特徴である。これまで部門別に所蔵されてきた文書が、政治的潮流に沿って分類され直しており、例えば社会民主主義に関しては、これまでベルリン警視庁の各部門や各組織にそれぞれ所蔵されていた社会民主主義の関連史料を、本史料目録によって「社会民主主義運動」という項目のもと簡単に把握できる点が本書の魅力である。少なくとも政治史研究者にとっては、政治的潮流ごとに関連史料が分類整理されているために、本書の出版によって、関心のある史料をより簡単に把握できるようになったといえよう。

このようにベルリン警視庁の政治的性格に着目し、政治的潮流ごとにベルリン警視庁文書を分類整理し直した点が本書の長所ではあるが、しかし、これが同時に逆の問題を生じさせているともいえる。こうした「政治的事件」を中心に編纂された史料目録は、確かに政治史研究にとっては大変有意義ではあるが、しかしながら、ベルリン警視庁の

持つ非政治的性格、特に風俗や犯罪を取り扱う刑事事件が本書では逆に脇に追いやられ、当時の民衆の様子に関心を抱く社会史研究にとっては、本書はやや使いづらい面があるのも事実である。とりわけ最近の研究では、社会的ミリュエーに対する関心が政党史研究でも高まっており、「政治的事件」を中心として編纂された本史料目録は、論議を呼ぶことになるかもしれない。

次に、政治的潮流という観点を本書が導入した際に依拠した「政治」の定義づけについてである。既に指摘したようにクナーク氏は「政治」の定義づけを行う際に、二〇〇三年版の『ブロックハウス』に依拠している。「政治」の定義は、時代的、地域的に規定され、確定することはきわめて困難である。事実、氏が依拠した同じ『ブロックハウス』の「政治」の定義もまた時代によって変遷しており、二〇〇三年版の『ブロックハウス』における「政治」の定義と東西ドイツが統一する直前の一九八九年版の『ブロックハウス』におけるそれとは、全く異なっている。⁴⁾ 様々な「政治」の定義づけが可能であるなかで、何故に『ブロックハウス』なのか、という疑問もまた生じる。『ブロックハウス』の定義と代表的なドイツ語辞典『ドゥーデン(Duden)』の定義とが同じであることをクナーク氏は脚注

べ指摘してゐる (Polizeipräsident Berlin, SXXXIX, Anm.35) が、やはり「政治」の定義づけの根拠としては弱いように思われる。本書がベルリン警視庁文書を分類整理する際に依拠した「政治」の定義については、賛否両論あるだろう。もともと、本定義の採用は本書の史料目録としての価値を減ずるものではない。

さらに、本書の特徴は、徹頭徹尾利用者の観点から作成されており、利用者に対してきめ細かい配慮がなされていることである。例えば、史料目録で番号が付された各タイトル(「二 本書の内容と構成」を参照)はさらに小項目に分かれており、基本的にはこれに史料の請求番号が付されているが、小項目ごとにその史料内容が詳細に記述されている。そのため利用者は、その小項目が具体的にいかなる史料を含むものが簡単に把握できるようになっている。さらに、新しい史料の請求番号の右側には旧い請求番号が併記されており、統合前の先行研究が依拠したベルリン警視庁文書の史料を検証しやすいように配慮がなされている。その他、本書は、詳細な人名索引と地名索引が付されており、関連史料の検索がさらに容易にできるようになっている。またベルリン警視庁に関する史料や研究の文献目録も付録として掲載されており、便利である。

既に述べたように、ベルリン警視庁文書は、メートル換算で七〇〇メートルに及ぶ約七六〇〇点もの史料からなる膨大なものである。これらの史料をすべて閲覧し、その歴史的性格や特徴を的確に理解し、一つの統一的な観点から分類整理すること自体、きわめて困難な課題である。こうした困難な課題がクナーク氏主導のもと見事に克服されて、編纂されたのが本書であり、これこそが、本書の最大の意義であろう。クナーク氏は、ブランデンブルク州立中央文書館の中心的なアーキヴィストとして活躍し、ベルリン警視庁文書の研究にその生涯を捧げられた。定年後も引き続きベルリン警視庁文書の研究や分類整理に従事された。本書はまさにクナーク氏自身のライフワークでもあり、氏自身の実績並びに献身的な仕事なしに本書の完成は難しかったに相違ない。

おわりに

以上が、本書の紹介と特徴である。本書は、単なる史料目録ではなく、ベルリン警視庁の歴史やベルリン警視庁文書の来歴についても詳しく「序」で言及されており、ドイツの警察史に関心のある研究者にとっても有益である。ま

た、ドイツ近現代政治史に関心のある研究者にとっては、本書からこれまであまり知られてこなかった多くの関連史料についての情報を取得することができる。さらには、図書館学の研究者やアーキヴィストにとっても、本書から文書の分類整理の仕方やその方法論などについても具体的に多くの情報を得ることができよう。本書が、日本における政治史研究者や図書館学の研究者並びにアーキヴィストらによつて、積極的に活用されることを切に望む。

- (一) 本書の書評作成にあたっては、全般にわたつて以下の書評を参照させていただいた。原稿段階であるにも拘らず、書評を本稿で参照することに対して快く許諾していただいたディーター・フリッケ (Dieter Fricke) 氏に対して、この場を借りて厚く御礼申し上げる。Fricke, Dieter: Rezension: Polizeipräsidium Berlin. Politische Angelegenheiten 1809-1945. Sachthematisches Inventar. Bearb. von Rudolf Knaack u. Rita Stumper. (Schriftenreihe des Landesarchivs Berlin. Hrsg. von Uwe Schaper, Bd. 11 zugleich Einzelveröffentlichungen des Brandenburgischen Landeshauptarchivs. Hrsg. von Klaus Neumann, Bd. IV), Landesarchiv Berlin, Berlin 2007, LII u. 1083 S., 2008 (MS).

なお、本稿の作成に際しては、全般的に、フリッケ氏の書評の他、本書におけるクラウス・ナイトマン (Klaus Neumann) 氏とウーヴェ・シャーパー (Uwe Schaper) 氏による「まえがき (Vorwort)」並びにクナック氏による「序 (Einleitung)」をも参照していることをあらかじめお断りしておく。

- (二) ヘルリン警視庁文書が有する高い史料の価値をいち早く見出し、このなかに含まれるヘルリン政治警察文書に依拠してビスマルク期のドイツ労働運動史を新たに開拓した研究が、Fricke, Dieter: Bismarcks Präfektoren. Die Berliner politische Polizei im Kampf gegen die deutsche Arbeiterbewegung (1871-1898), Berlin 1962 による。

- (三) こうした史料の価値を有するヘルリン警視庁文書の史料の一部は、既に公刊されている。最近でも、ヘルリン警視庁所属のヘルリン政治警察のいわゆる年次概況報告書が、本書の編纂者の一人であるクナック氏とフリッケ氏によつて公刊された。Vgl. Dokumente aus geheimen Archiven. Übersichten der Berliner politischen Polizei über die allgemeine Lage der sozialdemokratischen und anarchistischen Bewegung 1878-1913. Teil III: 1906-1913. Bearbeiter von Dieter Fricke und Rudolf Knaack, Berlin 2004. なお、この史料集のごく一部、筆者による書評がある。熊野直樹「書誌: Dokumente aus geheimen Archiven. Übersichten der Berliner politischen Polizei über die

allgemeine Lage der sozialdemokratischen und anarchis-

tischen Bewegung 1878-1913. Teil III: 1906-1913, bear-

beitet von Dieter Fricke und Rudolf Knaack, Berlin:

BWV • Berliner Wissenschafts-Verlag, 2004, XVII, 780S.]

『西洋史学論集』第四十三号、二〇〇五年、八七〜九二頁。

(4) dtv-Brockhaus-Lexikon in 20 Bänden, Band 14:

Pas-Qua, München 1989, S.193.

(5) クナーク氏が参照した『ブアーデン』は、一九九六年

版であるが、一九九九年版においては、政治の定義は若干

変化している。キムツは、特に「態度 (Verhalten)」と

「言説」が「行為 (Handeln)」と「言説」を区別する。

Vgl. Duden. Das große Wörterbuch der deutschen Spra-

che in zehn Bänden, 3., völlig neu bearbeitete und

erweiterte Auflage. Herausgegeben vom wissenschaftli-

chen Rat der Dudenredaktion, Bd.7: Pekt-Schi, Mann-

heim/Leipzig/Wien/Zürich 1999, S.2959.

(9) クナーク氏は、フランケンブルク州立中央図書館にお

いて、数々の文書の分類整理や史料編纂に携わり、多くの

史料目録を作成している。特にドイツ近代政治史研究に

よって重要なる『森田文庫』の『Spezialinventar des Staatsar-

chivs Potsdam zur Geschichte der bürgerlichen Parteien

und Verbände in Deutschland bis 1945. Bearbeitet von

Rudolf Knaack, Potsdam 1967』を参照。

【附記】

本稿受理後、フリッケ氏の書評(註(一)参照)は、若

干修正やれど、Zeitschrift für Geschichtswissenschaft,

Jg. 57 (2009), S.371-373 に掲載された。